

「児童福祉法に基づく療育の給付、助産施設における助産の実施等に関する規則」の一部を改正する規則の概要

1 改正趣旨

「児童福祉法に基づく療育の給付、助産施設における助産の実施等に関する規則」では、児童福祉法第20条第1項の規定による療育の給付、第22条第1項の規定による助産の実施、第23条第1項の規定による母子保護の実施及び第33条の6第1項の規定による児童自立生活援助の実施等について、必要な事項・様式を定めています。

今般、児童福祉法第56条第2項の規定による費用徴収に関し、徴収金額の基準等を定めた以下の通知が改正されたことから、県規則において所要の改正を行います。

- (1) 未熟児養育医療費等の国庫負担について（平成26年5月26日付け厚生労働省発雇児0526第3号）
- (2) 児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について（平成11年4月30日付け厚生省発児第86号）
- (3) 障害児入所給付費等国庫負担金及び障害児入所医療費等国庫負担金について（平成19年12月18日付け厚生労働省発障第1218002号）

2 改正内容

	改正内容	改正箇所	関係法令等
1	法第二十七条第一項第三号の規定による措置に係る徴収金額について、障害児入所施設とそれ以外の入所施設等が、それぞれ別の基準とするよう変更	第21条 別表第2	(2) (3)
2	徴収金額の階層認定を市町村民税のみで行うように変更	第7条第1項 第9条第3項 第19条の2第2項 第20条第3項 第22条 別表第1 別表第2 第16号様式の2 第44号様式の3	(1) (2) (3)

3 施行期日

令和3年7月1日